

条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号。以下「財務会計規則」という。）に規定するもののほか、本市が発注する建設コンサルタント業務等（財務会計規則第96条第1項に規定する建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）及び一般業務（建設コンサルタント業務等を除く。）の委託の契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 条件付き一般競争入札の対象案件は、原則として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) (削除)
- (2) 設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）50万円を超える建設コンサルタント業務等
- (3) 設計額又は積算額が50万円を超える一般業務

(入札方法)

第3条 条件付き一般競争入札は、原則として、福井市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとし、その旨を財務会計規則第90条第1項及び第2項の規定による公告（以下「公告」という。）において明らかにするものとする。

(入札公告の方法)

第4条 公告は、原則として、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(入札の公告事項)

第5条 財務会計規則第90条第3項各号に掲げる公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

- (1) 財務会計規則第90条第3項第2号に掲げる入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - ア 財務会計規則第91条から第93条に規定する入札保証金を納付しなければならないこと。
 - イ 財務会計規則第112条から第113条に規定する契約保証金を納付しなければならないこと。
- (2) 財務会計規則第90条第3項第3号に掲げる一般競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項
 - ア 確認申請書等（第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号において同

じ。)を提出する時点において、建設コンサルタント業務等の委託契約等に係る競争入札の参加者の資格等(令和4年告示第99号)又は福井市業務委託競争入札参加資格等に関する要綱の規定に基づき、福井市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者(第6条において「有資格者」という。)であること。

イ 確認申請書等を提出する時点において、令第167条の4の規定に該当しない者であること(共同企業体にあつては、構成員の全て)。

ウ 確認申請書等を提出する時点において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外(以下「指名停止等」という。)の期間中でないこと。

エ 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと(共同企業体にあつては、構成員の全て)。

オ 条件付き一般競争入札に付する建設コンサルタント業務等及び一般業務を的確かつ円滑に施工若しくは履行できる者であること。

カ 確認申請書等を提出する時点において、当該条件付き一般競争入札に参加しようとする他の者(その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て)との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること(共同企業体の場合にあつては、構成員の全て)。

(7) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

(イ) 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

キ 当該入札において、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

ク (削除)

ケ 条件付き一般競争入札に付する建設コンサルタント業務等に管理技術者及び照査技術者を適切に配置できる者であること。

コ その他必要であると認める資格を有する者であること。

(3) 財務会計規則第90条第3項第4号に掲げる入札の無効に関する事項

ア 財務会計規則第100条各号のいずれかに該当する入札

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

エ (削除)

オ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第2号アからコまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

カ 電子入札心得、福井市電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札

キ 次条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

ク 第12条第1項に規定する内訳書の提出を行わなかった者(同条第2項の規定により提出を求められなかった場合を除く。)又は提出された内訳書が同条第3項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札

ケ その他条件付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

(4) 財務会計規則第90条第3項第7号に掲げる議会の議決に関する事項

条件付き一般競争入札に付する工事に係る契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福井市条例第12号)第2条に規定する契約に該当する場合は、次に掲げる事項

ア 落札後仮契約を締結するものとし、議会の議決を得たとき、当該契約を本契約とみなすものとする。

イ 落札者(共同企業体にあつてはその構成員のいずれか)が議会の議決までの間に、入札参加資格の取消し若しくは停止されている場合又は指名停止等の措置を受けた場合若しくは建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合においては、市は仮契約を締結しないこと又は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 入札執行者は、公告の日から入札書の受付期間が開始する日の前日まで、当該条件付き一般競争入札に係る建設コンサルタント業務等及び一般業務の設計図書及び設計図面の全部の写し又は仕様書(以下「設計図書等」という。)を、入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

2 条件付き一般競争入札に参加しようとする有資格者(共同企業体の場合にあつては、構成員の代表者)は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、入札情報サービスシステムを利用して設計図書等を閲覧しなければならない。

3 設計図書等を閲覧した有資格者は、入札執行者に対し、原則として、第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札書の受付期間が開始する日の3日前(福井市の休日を定める条例(平成元年福井市条例第48号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)までの日の間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。

4 前項の質問は、入札執行者に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。

5 入札執行者は、前2項の規定による質問があつたときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、書面により回答するとともに、当該質問及び回答の内容を入札情報サービスシステムを

利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

6 前項の閲覧は、入札書の受付期間が開始する日の前日まで行うものとする。

（確認申請書等の提出等）

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の有無の確認のためにあらかじめ公告等で示した資料（以下「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

2 確認申請書等の提出期限は、原則として、第4条に規定する公告において指定する日時までとする。

3 確認申請書等の提出は、電子入札システムを利用して行わなければならない。

4 （削除）

5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正又は再提出をすることができない。

（入札参加資格の有無の通知）

第8条 入札担当者は、第7条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日（休日に当たる場合は休日の翌日）までに、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（別記様式第5号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。

2 入札担当者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。

3 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。

4 第1項の規定による通知（次条及び第10条において「確認通知」という。）は、電子入札システムを使用して行うものとする。

（入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明）

第9条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札担当者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

3 入札担当者は、前項の規定による書面の提出があったときは、書面の提出された日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。

4 第1項に規定する書面の提出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。

（入札の辞退）

第10条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が次条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入

札等について不利益な取扱いを受けないものとする。

（入札書の受付）

第11条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日及び前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあっては午前8時30分から午後5時まで、前日にあっては午前8時30分から午後4時までとする。

（内訳書の提出）

第12条 入札執行者は、入札参加者に対し、指定した日時及び方法により、内訳書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が内訳書の提出の必要がないと認めた場合は、内訳書の提出を求めないことができる。

3 入札参加者が提出しなければならない内訳書は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（1） 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

（2） （削除）

（3） 内訳明細表及び代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。

4 前3項に規定するもののほか、内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

（開札の方法）

第13条 入札執行者は、公告で指定した開札日時及び開札場所において、当該入札の開札を行うものとする。

2 入札執行者は、開札の直前に予定価格及び最低制限価格（総合評価方式を適用する請負等に係る競争入札にあっては、予定価格、調査基準価格及び失格基準価格）を設定するものとする。ただし、一般業務における予定価格については、別に定める方法により設定するものとする。

（落札者の決定）

第14条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。

3 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を適用する場合は、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。

4 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、電子入札システム上で署名をし、落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。

5 落札者決定は、前項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(再度の入札の実施)

- 第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上の価格で、かつ予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときに、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。
- 2 前項の再度の入札の受付期間は、原則として、入札参加者に対し再度の入札を行う旨の通知を発出した時から30分を経過する時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、入札参加者全員の再度の入札書が提出されたときは、入札執行者は、直ちに入札書の受付を締め切るものとする。
- 4 入札執行者は、第2項又は前項に規定する入札書の受付期間が終了したときは、遅滞なく開札を行うものとする。
- 5 前条の規定は、第1項の再度の入札に準用する。
- 6 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

- 第16条 入札執行者は、不正な行為等が発覚した場合又はその他やむをえない事由が生じた場合は、入札を取りやめることができるものとし、その場合は市のホームページに掲載する方法により周知するものとする。加えて、入札参加者に対し入札の取りやめの通知をするものとする。
- 2 前項の規定により、入札の取りやめによって損害が生じた場合は、市は一切の賠償の責を負わない。

(入札結果の公表)

- 第17条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果を入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供するものとする。
- 2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者及び落札決定の日を表示するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、入札を無効又は失格とされた者がいるときは、入札を無効又は失格としたこと及びその理由を表示するものとする。

(その他)

- 第18条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。